

「学校いじめ防止基本方針」（改訂版）

阿南市立新野小学校

1 いじめの定義

- (1) 児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。
(「いじめ防止対策推進法」より)
- (2) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。

2 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に、重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (2) 学校全体で「いじめを決して許さない、見逃さない」ため、いじめに加担していることになる「傍観者」とならないよう指導を徹底する。
- (3) 全教職員が「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立つ。
- (4) 全ての児童が安全で安心して学校生活を送ることができるように、家庭、地域社会、関係諸機関との情報共有及び連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめのない学校づくりに全力で努め、一人ひとりの個性や能力を十分に伸長する。
- (5) 全教職員がいじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する姿勢を共通理解する。いじめと判断された場合は、適切かつ迅速に対処し、早期解決のために、組織的に対応する。
- (6) 被害児童の安全確保を最優先し、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (7) 学校による指導の効果が十分でなく、いじめの解決が困難な場合は警察等の関係諸機関との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

3 学校いじめ対策

(1) 校内組織

① 生徒指導委員会

ア、いじめ防止を図るため、定期的に生徒指導委員会を組織し、一人ひとりの児童理解に努める。

イ、構成メンバーは、共通理解を図り、統一した指導を実施するため、全教職員とする。

ウ、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。

② 「いじめ防止対策委員会」

ア、管理職、生徒指導担当教員、養護教諭、教育相談担当教員、学級担任、学校医等により組織する。

イ、個々のいじめ防止、早期発見、対処に当たっては、児童と関係の深い教職員等を追加する。

ウ、場合によっては、必要に応じて心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

エ、児童や保護者、教職員からのいじめの相談、通報の窓口となり、報告を受ける。

オ、いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

カ、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認のための聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

(2) 校外組織

阿南市教育委員会、阿南市青少年健全育成センター(いじめ対策チーム)、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、阿南警察署、県こども女性相談センター

4 教育相談体制

(1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。

(2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。

- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受けとめられるようにする。
- (4) 相談内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

5 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ① 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ② 学び方を身につけさせ、児童が学習主体になるよう授業改善に努める。
- ③ 一人ひとりのよさを授業に活かし、個性や能力に応じた分かりやすい授業を展開する。
- ④ 他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての児童に提供し、自己有用感を高める。
- ⑤ 一貫性と持続性のある授業を行い、児童とのきめ細かい接し方を工夫する。
- ⑥ 一人ひとりのよさや可能性を伸ばす評価に努め、自己肯定感が高められるようにする。
- ⑦ よりよい社会づくりに貢献する人を育てるため、差別や偏見につながる生活課題を積極的に解決していこうとする態度を育て、望ましい人間関係を構築する。
- ⑧ めあてを持った学校生活ができるとともに、その反省ができる子どもづくりに努める。
- ⑨ ストレスを生まない学校・学級づくりを進め、他人への尊重の気持ちを高め、ストレスをコントロールできる子どもづくりに努める。
- ⑩ 読書活動、体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ⑪ 子どもの変容を保護者に発信し、理解を得て協力して問題解決に努める。
- ⑫ 問題を担任一人で抱え込まず、進んで情報交換をするとともに、よりよい指導方法を見いだせるよう研修に努め、指導のレベルアップを図る。

(2) 道徳教育の充実

- ① 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対して感謝と思いやりの心を育てる。
- ② 生命を尊重する心の教育や日常生活における道徳的実践力を高める指導の充実を図る。

(3) 人権学習の充実

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。
- ② 人権尊重の精神に基づき、鋭い人権感覚と豊かな心情を育て、共に生きていこうとする子どもを育てる。
- ③ 仲間づくりをとおして、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育てる。さらに「相手のおもいが受けとめられる子」「差別に立ち向かう子」を育成する。
- ④ インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体を通じて取り組み、他人への誹謗・中傷する情報を発信することはいじめであり、決して許される行為でないことを徹底する。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑤ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑥ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえて、日常的に注意深く見守る。
- ⑦ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑧ 「おごり」という名目で、「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

(4) 縦割り班活動の充実

- ① 異学年集団での活動をとおして、協力・協調することの大切さを学び、人とよりよく関わることができる力を育てる。

(5) 相談体制の充実

- ① 学校生活に関するアンケートを実施し、児童の悩みや人間関係を把握することに努める。
- ② スクールカウンセラーの来校に合わせて、相談できる機会を設ける。

(6) 学校相互間の連携

新野子どもセンター，新野東小学校，新野中学校，阿南光高等学校新野キャンパスとの連携

(7) 保護者との信頼関係の強化

- ① 家庭との連絡帳を毎日提出させ，日々の児童の様子に目を配り，交友関係や悩みを早期に発見する。
- ② 児童の欠席等の確認はもちろん，普段から保護者との連絡を密にし，円滑な連携を図る。
- ③ 保護者からの相談には，家庭訪問や面談などの対応を迅速かつ誠実に努める。

(8) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し，学期の始期，入学式等で児童や家庭・地域住民の理解が得られるよう努める。

6 いじめの早期発見・早期対応のための取組

- (1) 学校行事や学校から発信する広報によって全ての児童や保護者に対し，いじめを許さない学校の取組や，いじめられている児童を全力で守り抜くことを明らかにすることによって，安心していじめの相談ができるようにする。
- (2) 全教職員が「いじめ発見のための観察ポイント」を使用し，児童が発するいじめの兆候を見逃さない。
- (3) 連絡帳（わたしのくらし）の内容から日々の児童の悩みや対人関係を把握し，いじめ発見のためのアンケート調査を定期的を実施する。いじめの認知については，学校いじめ防止対策委員会において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては，担任だけでなく，管理職や養護教諭，特別支援コーディネーター，カウンセラーなどと連携し，情報交換を密にする。特に，けんかやふざけ合い，けが等にも留意し，背景にいじめがないか確認する。
- (5) いじめについて訴えや情報があった時は，迅速に事実関係を調査し，いじめを認知した場合は，「いじめ防止対策委員会」において対応策を検討・決定する。

7 いじめへの対応

(1) 問題の解決にあたる全職員体制

- ① いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、学校いじめ対策委員会において対応策を検討・決定する。
- ② 事実確認を綿密に行う。いじめが確認された場合、「いじめ防止対策委員会」において決められた役割に応じた対応を確実にを行い、早期解決を図る。
- ③ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 関係児童への指導と保護者への対応

- ① いじめられた児童の安全を保障し、安心して学校生活を送れるよう全面的なバックアップ体制を整備する。保護者に事実関係を伝え、必要な情報の提供を行う。また、いじめられた児童や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。

いじめられた児童への心のケアに十分配慮する。必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラーの指導・相談を受ける。

- ② いじめた児童へは毅然とした対応と指導により、いじめ行為への反省を促すとともに再発防止への粘り強い指導を行う。必要に応じて別室での学習を行わせる。また、保護者に対して事実関係を伝え、いじめ問題解決への理解と協力を求める。

(3) 市教育委員会への報告

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市教育委員会に報告し、連携を図りながら早期解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

- ① いじめが児童の生命・身体に重大な被害が生じる恐れがあると判断された場合は、市教育委員会や市健全育成センターのいじめ対策チームなどの関係諸機関との連携を図りながら問題の解決にあたる。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察と相談して対処する。

(5) いじめ解消状態

少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期期間を設定できる。

- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。いじめ防止対策委員で面談等を実施する。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む) ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童が保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合(「いじめ防止対策推進法」より)
- ④ 重大事態が生じ、学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」(別紙)に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告し、指示を仰ぐ。
- ② 事実関係を明確にするため、当該事案に対処する特別組織を設置し、市教育委員会とともに問題の早期解決にあたる。
- ③ 警察との連携を適切にとり、問題の早期解決にあたる。
- ④ いじめられた児童の安全を保障するため、場合によっては市教育委員会との相談のもと出席停止の措置をとる。

9 校内研修

校内研修(事例研究やロールプレイ)の計画を作成し、全教職員が「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という認識のもと、いじめ問題を扱った研修を毎年一回以上行う。

10 取り組みの評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) 年度末には、PDCAサイクルの考え方に従い、取組が適切だったかを検証する。

11 年間計画（いじめ防止プログラム）

年間目標

- ・ いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・ 児童の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る。

	内 容	対 象 者	担 当
4月	学校基本方針の説明 あいさつ運動 1年生をむかえる会 家庭訪問	教職員 教職員・児童 児童 児童・保護者	管理職 放送委員会担当 6年担任 教務主任
5月	いじめ防止体制の周知 校内教育支援委員会 運動会 避難訓練	教職員・児童・保護者 教職員 児童 児童・教職員	生徒指導主任 特別支援教育コーディネーター 体育主任 防災担当
6月	アンケート調査 アンケート結果の分析 ☆人権集会（校内人権カルタ大会）	児童 教職員 児童	生徒指導主任 生徒指導主任 人権教育主事
7月	個人懇談	児童・保護者	教務主任
8月	子ども祭り	児童・保護者	教頭
9月	避難訓練	児童・教職員	防災担当
10月	前期の取組点検評価 遠足・修学旅行 人権参観授業	教職員 児童	教頭 各担任人権教育主事
11月	アンケート調査 アンケート結果の分析 オリエンテーリング	児童・保護者 児童 児童	生徒指導主任 生徒指導主任 体育・特活・集会・教務
12月	個人懇談	児童・保護者	教務主任
1月	避難訓練	児童・教職員	防災担当
2月	学習発表会 学校評価アンケート調査 アンケート結果の分析 6年生を送る会	児童・保護者 教職員・児童・保護者 児童	教務主任 校長 校長 5年担任
3月	後期の取組点検評価 卒業証書授与式 修了式	教職員 児童 児童	教頭 教務主任 教務主任